平成27年度地方税制改正(税負担軽減措置等)要望事項

(新設・拡充・延長・その他)

No 8 府 省 庁 名 経済産業省 個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他 (住民税 (利子割) 対象税目 要望 独立行政法人日本貿易保険の特殊会社化に伴う所要の税制措置 項目名 特例措置の対象(支援措置を必要とする制度の概要) 要望内容 独立行政法人日本貿易保険の特殊会社化に伴い課税されることとなる税目に係る所要の税制措置。 (概要) 特例措置の内容 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)(以下、「基本的方針」 という。)に基づき、日本貿易保険が独立行政法人から全額政府出資の特殊会社に移行した後においても、我 が国企業の国際競争力や保険利用者の利便性を損なうことなく、引き続き国の事業として貿易保険を円滑か つ的確に実施できるようにするため、以下に掲げる措置を講ずる。 ① 将来の保険金の支払に充てるため、十分な責任準備金を積み立てるための損金算入を認める措置を講 ② 新会社の設立に係る登記及び増資の登記に関する登録免許税の免税措置を講ずる。 ③ NEXIの資産運用による利子所得に対する所得税の免税措置を講ずる。 ④ その他、日本貿易保険の特殊会社化に伴う所要の税制上の措置を講ずる。 - 第二十五条第二項(都道府県民税法人税割)、第二十五条の二第二項(都道府県民税利子割)、第七十二条 関係条文 の四第一項第二号(法人事業税)、第二百九十六条第二項(市町村民税法事税割) 減収 「初年度」 **▲**734 (—) [平年度] **▲**734 (**–**) [改正増減収額] 見込額 (単位:百万円) (1)政策目的 要望理由 独立行政法人日本貿易保険が、基本的方針に基づき全額政府出資の特殊会社に移行した後においても、我 が国企業の国際競争力や保険利用者の利便性を損なうことなく、引き続き国の事業として貿易保険を円滑か つ的確に実施できるようにする。 (2) 施策の必要性 貿易保険は、戦争、内乱、送金停止等に起因した取引相手からの債権回収不能等による損失など、輸出・ 投資・融資等の対外取引に伴う通常の保険では救済できないリスクをカバーする保険であり、利用者からの 保険料を原資として、超長期で収支が均衡するよう国が運営するものである。 今般、基本的方針において全額政府出資の特殊会社に移行することが閣議決定されたが、政策目的を確実 に達成するためにも、本措置を講ずることが必要不可欠。仮に特殊会社化により新たに課税されることにな れば、保険料の高騰につながり、我が国企業の国際競争力を損なうおそれがある。 なお、基本的方針において、特殊会社への移行に当たっては、必要な税制措置を検討することが記載され ている。 また、本要望については、平成21年度税制の要綱(平成21年1月23日閣議決定)(以下、「21年度 要綱」という)にも盛り込まれている。 【参考1】: 独立行政法人改革等に関する基本的な方針(平成25年12月24日閣議決定) 【日本貿易保険、貿易再保険特別会計】 ○ 国の政策意図の反映など国との一体性を高めつつ、経営の自由度、効率性、機動性を向上させるため、 全額政府出資の特殊会社に移行する。 貿易再保険特別会計は、平成28年度末までに廃止し、その資産及び負債は本法人に承継する。 ○ 全額政府出資の特殊会社化に当たっては、貿易再保険特別会計の廃止に伴い、貿易保険の特性を踏まえ

た経済産業大臣による指揮監督、本法人の保険金支払いに係る債務等に対する政府保証、必要な税制措置、

予算管理及び組織・事務の機動性確保のための措置を検討する。 なお、本法人が保有する将来の保険金支払いのための準備金については、定期的に規模の妥当性を検証し、 その結果も踏まえ、保険料率等の見直しの措置を講ずる。 【参考2】平成21年度税制改正の要綱(平成21年1月23日閣議決定) 九 その他 16 独立行政法人日本貿易保険が特殊会社化されることに伴い、次の措置を講ずる。 (1) 貿易保険に係る責任準備金の損金参入制度を創設するとともに、国庫納付金の損金算入ができることと する等所要の措置を講ずる。 (2) 金融機関等の受ける利子所得に対する源泉徴収の不適用の特例の適用対象に、株式会社日本貿易保険を 加える。 (3) 株式会社日本貿易保険が受ける設立に係る登記等及び増資の登記に対する登録免許税の免税措置を講 ずる。 (4) 株式会社日本貿易保険を印紙税法別表第二(非課税法人の表)に加える。 本要望に 対応する 縮減案 ページ

| 合理性 | 政策体系におけ る政策目的の位 置付け | | |
|-----|------------------------------------|---------------------|--|
| | 政策の 達成目標 | | 貿易保険の円滑かつ的確な実施を確保し、我が国企業の国際競争力や保険利用者の利便性を 損なうことなく、対外取引に伴うリスク軽減を図る。 |
| | | 旦軽減措 D適用又 長期間 | 恒久措置 |
| | 同上の の達成 | D期間中 | _ |
| | 政策目標の 達成状況 | | |
| 有効性 | 要望の措置の適用見込み | | 1 法人(日本貿易保険) |
| | 要望の措置の 効果見込み (手段としての 有効性) | | 日本貿易保険の特殊会社への移行は、経営の自由度、効率性、機動性を向上させるためであり、本要望を合わせて措置することにより、我が国企業の国際競争力や保険利用者の利便性を 損なうことなく貿易保険サービスを提供することができる。 |
| 相当性 | 当該要望項目 以外の税制上の 支援措置 | | 国税について所要の税制措置を講ずる。 |
| | 予算上の措置等 の要求内容 及び金額 | | _ |
| | 上記の予算上 の措置等と 要望項目との 関係 | | _ |
| | 要望の措置の 妥当性 | | 独立行政法人から特殊会社に移行することとなるが、移行後においても、①国の事業として行われるべき貿易保険事業のみを実施する法人であること、②政府により日本貿易保険の株式は常時全額保有されること、保険金支払債務等に係る政府保証が付与されることなどにより、引き続き国の責任と関与の下で運営されることなどが想定されていることから、日本貿易保険の公共的性格に何ら変わりはない。よって、現行の独立行政法人形態と同様、税制上の所要の措置を講ずることは妥当である。 |
| | | ページ | _ |

| 税負担軽減措置等の 適用実績 | _ |
|--|---|
| 「地方税における 税負担軽減措置等 の適用状況等に関 する報告書」に おける適用実績 | |
| 税負担軽減措置等の適 用による効果(手段と しての有効性) | |
| 前回要望時の 達成目標 | _ |
| 前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由 | _ |
| これまでの要望経緯 | 「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)において、独立行政法人日本貿易保険の政府全額出資への移行が決定されたことから、特殊会社化に係る貿易保険法改正の検討と平行して、21年度税制改正要望を行った。その結果、本要望と同様の内容が21年度要綱に盛り込まれたが、「独立行政法人の抜本的な見直しについて」(平成21年12月25日閣議決定)において、当該計画を当面凍結し、独立行政法人の抜本的な見直しの一環として再検討するとされ、貿易保険法の改正が見送られた。その後、「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」(平成24年1月24日閣議決定)において、日本貿易保険を特殊会社化することが改めて決まったことから、25年度税制改正に際しても同様の要望を行ったが、当該閣議決定が凍結されたため、貿易保険法の改正が見送られた。 |
| ページ | <u> </u> |